破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３６３２号
札幌市西区八軒７条東１丁目２番28号　詩音1992―101号
破産者　臼谷　武雄
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３１８号
青森県黒石市末広77番地２
破産者　高橋　　尚
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第４号
宮城県名取市那智が丘１丁目11番地の３
破産者　小野崎美樹
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
秋田市南通亀の町６―８　シティガーデン南通Ⅱ602、住民票上の住所秋田市雄和下黒瀬字町屋敷180番地
破産者　佐藤　裕子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５２号
秋田市広面字谷地田35番地１
破産者　阿部　優子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８２号
福島県西白河郡中島村大字吉岡字天王山12番地26
破産者　本宮美奈子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第１２８３号
さいたま市中央区上落合１丁目９番４―635号
破産者　森島　貴幸
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１９０１号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目３番30号
破産者　葛西　俊逸
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９９９号
埼玉県川口市青木１丁目６番１―207号　青木町公団
破産者　加治佐政也
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５５号
埼玉県川口市戸塚鋏町11番１号　イーストピアＢ―103号
破産者　河野みち子（旧姓蜂谷）
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８３号
横浜市磯子区西町５番30号
破産者　竹本　新吾
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３５号
神奈川県相模原市下溝302番地５
破産者　関口　弘子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２２０号
新潟県柏崎市松美１丁目２番29号
破産者　鈴木　晴美
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
新潟県長岡市栃尾大野町３丁目１番７号
破産者　高橋　一郎
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
新潟県上越市大字稲谷615番地
破産者　加藤　洋一
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２３８号
富山市水橋中村町334番地４、前住所富山市水橋舘町222番地19
破産者　堀井　浩美
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８１号
富山市鹿島町２丁目５番10号
破産者　中村美恵子
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９３号
富山市鹿島町２丁目５番10号
破産者　さけ・なかむらこと　中村　文良
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６７６号
京都市西京区大枝北沓掛町４丁目３番地の５
破産者　福野　招三
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係